

平成 16 年 11 月 11 日

四半期開示に関するアンケートの調査結果について

このたび、当取引所では、上場会社に対し、「四半期開示に関するアンケート調査」を実施し、各社の回答内容についてとりまとめを行いました。

本アンケート調査は、上場会社の業績動向に係る有用な情報がより高い頻度で定期的の開示されることへの投資者ニーズの高まり等を背景として、上場会社の四半期開示が大きく進展してきており、今後、更なる開示の充実が期待される中で、四半期開示制度の運営の参考とするため、上場会社各社における対応状況や四半期開示に関する意識調査を目的として実施したものです。

以下では、本アンケート調査の集計結果についてお知らせします。

概 況

平成 16 年 10 月 1 日時点で東京証券取引所に上場する内国会社 2,134 社（マザーズを除く。）を対象としてアンケートを行い、対象会社の 69.5%（少数第 2 位以下四捨五入。以下同じ。）である 1,484 社から回答を得た。

【 1 . 四半期財務・業績の概況の開示の実施】

平成 16 年度第 1 四半期（決算期日が 12 月 31 日から 3 月 30 日である会社は平成 17 年度第 1 四半期。以下同じ。）において、「『四半期財務・業績の概況』（財政状態・経営成績を示す各指標）の開示を行った（行う予定である場合を含む。以下、平成 16 年第 1 四半期に係る項目について同じ。）」と回答した会社が 1,267 社（85.4%）を占めた（以下、パーセント表示は、特段のコメントがある場合を除き、回答会社 1,484 社に占める割合を示す。）。

一方、「経過措置の適用を受けて、『四半期業績の概況』（売上高相当の指標）の開示を行った」会社は 208 社（14.0%）であった。その理由としては、「システム対応に時間を要するため」と回答した会社が 129 社、「子会社の体制整備など子会社における対応に時間を要するため」と回答した会社が 125 社であった（複数回答可）。

【 2 . 開示時期】

平成 16 年度第 1 四半期の開示を、対象四半期終了から「1 か月以内」に行ったと回答した会社は 544 社（36.7%）、「1 か月 + 10 日以内」に行ったと回答した会社は 1,148 社（77.4%）であった。

また、今後の四半期開示を最短で 1 か月以内に行うことが可能と回答した会社は 898 社（60.5%）、「1 か月 + 10 日以内」で行うことが可能と回答した会社は 1,335 社（90.0%）であり、今後、四半期開示のより一層の早期化の可能性が見受けられる。

【 3 . 連結情報・個別情報の開示】

平成 16 年度第 1 四半期では、連結財務諸表作成会社で回答を得た 1,329 社のうち、851 社が連結ベースのみ開示を行ったと回答し、478 社が連結ベースと個別ベースの双方について開示を行ったと回答した。

また、連結財務諸表作成会社のうち連結ベースのみ開示を行ったと回答した 851 社に、個別ベースの開示を行わなかった理由の回答を求めたところ、「投資情報としての有用性が乏しいと考えられるため」(639 社)、「実務上の負担が大きいため」(283 社)などの回答があった(複数回答可)。

【 4 . 財務諸表等の開示】

平成 16 年度第 1 四半期では、(連結)貸借対照表、(連結)損益計算書を約 1,260 社(約 85%)が開示したと回答し、さらに、キャッシュ・フロー計算書については 723 社(48.7%)、セグメント情報については 731 社(49.3%)が開示したと回答した。

キャッシュ・フロー計算書又はセグメント情報を開示しなかったと回答した会社それぞれに対して、開示を行わなかった理由の回答を求めたところ、「実務上の負担が大きいため」と回答した会社が、キャッシュ・フロー計算書で 449 社(キャッシュ・フロー計算書未開示会社中の 62.2%)、セグメント情報で 285 社(セグメント情報未開示会社中の 40.1%)であった。また、「開示を行うための準備を行っている段階であるため」と回答した会社が、キャッシュ・フロー計算書で 306 社(キャッシュ・フロー計算書未開示会社中の 42.4%)、セグメント情報で 221 社(セグメント情報未開示会社中の 31.1%)あり、今後、キャッシュ・フロー計算書及びセグメント情報を開示する会社数の大幅な拡大が見込まれる結果となった。

【 5 . 四半期財務諸表の作成基準】

平成 16 年度第 1 四半期では、四半期財務・業績の概況を開示した会社(1,267 社)が四半期財務諸表の作成に際して準拠した会計基準は、「中間財務諸表作成基準(一部簡便な方法を採用)」が 937 社(四半期財務・業績の概況開示会社の 74.0%)、「中間財務諸表作成基準(完全に準拠)」が 290 社(同 22.9%)であった。

四半期財務諸表の作成基準の必要性については、「必要」又は「実務負担、開示の迅速性に配慮した内容となるのであれば必要」との回答が 1,319 社(88.9%)となり高い比率となった。その理由としては、「信頼性が向上する」(964 社)、「作成が容易になる」(841 社)、「他社との比較可能性が向上し、有用性が高まる」(792 社)との回答となった(複数回答可)。

【 6 . 監査法人等の関与】

監査法人・公認会計士の関与の状況については、平成 16 年度第 1 四半期では、771 社(52.0%)が関与を受けていないが、一方で、「特定の基準に基づかない確認手続」(500 社(33.7%))、「中間監査に準じた手続」(119 社(8.0%))など、672 社(45.3%)が監査法人の関与を何らかの形で受けていると回答した。

監査法人・公認会計士による監査・レビュー等の保証手続が整備される必要性については、「中間監査と同等の保証手続が必要」(18 社(1.2%))、「開示の迅速性、会社の実務負担に配慮したレビュー手続であれば導入されることが望ましい」(726 社(48.9%))、「導入されな

い方がよいが、開示の迅速性、会社の実務負担に配慮したレビュー手続であれば導入されても構わない」(558社(37.6%))など、保証手続を何らかの形で導入すべき又は条件付で容認するとの回答が1,302社(87.7%)と多数となった。

【7. 季節要因による影響への対応】

季節要因については、699社(47.1%)が「季節要因により大きな影響を受ける」と回答した。その699社における投資者等への説明の取組みとしては、「前年同四半期の数値をあわせて記載する」(535社)、「定性的情報において季節要因による影響について説明する」(404社)、「業績予想をあわせて開示する」(355社)などの回答となった(複数回答可)。

【8. 四半期開示の法定開示化】

四半期開示の法定開示化の項目においては、「法定開示にすべきである」又は「法定開示が望ましいが、四半期財務諸表の作成基準、監査法人等によるレビュー等が開示の迅速性、会社の実務負担に配慮したものとなる必要がある」と回答した会社が合計で469社(31.6%)、また、「証券取引所規則に基づく開示のみのみでよいが、四半期財務諸表の作成基準が整備される必要がある」と回答した会社が704社(47.4%)あり、これらを合わせると1,173社(79.0%)が、法定開示か証券取引所規則に基づく開示かはともかく、今後何らかの形で制度整備が行われていくことを望んでいることがわかる。一方、現状どおり、「証券取引所規則に基づく開示のみのみとすべきである」と回答した会社は247社(16.6%)であった。

当取引所としては、今後、本アンケート調査により得られた上場会社の方々の御意見をはじめとして、幅広い皆様より御意見を賜りながら、投資者ニーズに適切に応えるべく、四半期開示制度の運営を行っていきたいと考えております。

以 上